

第1編 基本（学校法人横浜商科大学寄附行為）

○学校法人横浜商科大学寄附行為

（昭和26年3月8日制定）

改正 昭和41年1月25日 昭和43年2月3日
昭和44年3月31日 昭和49年3月5日
昭和49年9月17日 昭和53年1月20日
昭和63年3月11日 平成3年2月20日
平成17年3月3日 平成20年3月29日

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人横浜商科大学と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市鶴見区東寺尾4丁目11番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に則り、何事をも安んじて託し得る人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

横浜商科大学 商学部 商学科
貿易・観光学科
経営情報学科

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上9人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 商学部長
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上4人以内
- (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学長、商学部長又は評議員の職を退したときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（役員任期）

第 8 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる理事を除く。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員補充）

第 9 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長職務）

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第 12 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第 13 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

第 14 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求

すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内にこれを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面より通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 16 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 17 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 18 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15 人以上 19 人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要とみとめるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 商学部長
- (3) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以

下同じ。)のうちから理事会において選任した者3人以上4人以内

(4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内

(5) 理事会において選任した者4人以上5人以内

(6) この法人の設置する学校の在学生の父母若しくは保護者のうちから理事会において選任した者2人

(7) 学識経験者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内

2 前項第1号、第2号、第3号、第6号に規定する評議員は、学長、商学部長、この法人の職員、父母若しくは保護者の職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員(前条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員を除く。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が

保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 30 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 31 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 32 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 34 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 14 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 35 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産

(5) 文部科学大臣（都道府県知事）の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 38 条 この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

（合併）

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第 40 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第 41 条 この法人は、第 34 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は、横浜商科大学の掲示板に掲示して行う。

（施行細則）

第 43 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 3 月 29 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	吉 沢 忠兵衛
理事	吉 沢 貞 子
理事	松 本 武 雄
理事	松 本 絹 江
理事	藤 原 敏 行
監事	藤 原 文
監事	田 井 瀧治郎

第1編 基本 (学校法人横浜商科大学常任理事会規則)

○学校法人横浜商科大学常任理事会規則

(平成6年3月30日制定)

改正 平成20年3月29日 平成20年5月26日
平成21年2月18日

(設置と目的)

第1条 学校法人横浜商科大学(以下「学園」という。)の業務の円滑な運営を図るため、寄付行為第16条の規定に基づき、理事会の議を経て、理事会の下に常任理事会を設ける。

(構成)

第2条 常任理事会は、理事長、学長、常務理事、商学部長、理事長が指名する理事3名以内を以て構成する。ただし、必要に応じ、理事長が指名する者を出席させることができる。

2 学長及び商学部長を含む常任理事の講義時間は、毎年度授業開始前の常任理事会で決定するものとする。

(招集、議長、決定)

第3条 常任理事会は、原則として隔週ごとに、理事長が招集し、その議長となる。

2 常任理事会は、出席した理事の3分の2以上の議決によって決する。

3 常任理事会の決定は、法令、寄付行為及び理事会の決定に反してはならない。

(付議事項)

第4条 常任理事会の付議事項は次の各号に定める事項とする。

(1) 寄付行為第16条に規定する事項に関する案

(2) 法人の決算に関する事項

(3) 就業規則の改廃その他学園の運営に係わる規程、規則等の改廃に関する事項

(4) 教職員の人事に関する事項。ただし、横浜商科大学教育職員人事委員会規則あるいは事務職員任用規程等に別段の定めあるときはそれによるものとする。

(5) 毎年度の入学者数、入試広報に関する事項

(6) 理事会に付議する議題に関する事項

(7) 図書館及び地域産業研究所に関する事項

(8) その他、学園の業務執行ないし運営上、重要と考えられる事項

(付議事項の扱い)

第5条 常任理事会で決定した事項については、速やかに理事会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、理事会が予め委任した事項はこの限りではない。

(議事録の作成)

第6条 議長は、常任理事会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常に学園事務局に備えて置かなければならない。

(付議事項の調査、検討)

第7条 第4条に定める事項につき、調査、検討する必要があるときは、理事長はこれに必要な者を指名し、調査、検討させることができる。

(事務局)

第8条 常任理事会の事務局は、学園事務局が担当する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会がこれを行う。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月29日)

この規則は、平成20年3月29日から施行する。

付 則 (平成20年5月26日)

この規則は、平成20年5月31日から施行する。

付 則 (平成21年2月18日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1編 基本（学校法人横浜商科大学自己点検・自己評価に関する規程）

○学校法人横浜商科大学自己点検・自己評価に関する規程

（平成7年7月15日制定）

改正 平成12年2月22日

（趣旨及び目的）

第1条 この規程は、学校法人横浜商科大学（以下「学園」という。）が設ける自己点検・自己評価制度について基本事項を定める。

2 学園の自己点検・自己評価制度は、建学の精神、教育理念に基づいて教育研究水準の向上及び管理運営等の経営の健全性全般につき、常に自己点検・自己評価を行うとともに、それらの改善に努めることによって、学園の活性化及び合理化を図り、社会的使命を果たすことを目的とする。

（自己点検・自己評価の対象項目）

第2条 自己点検・自己評価項目は、別表に定める。

2 その他第3条で定める委員会が必要と認める項目を加えることができる。

（組織と任務）

第3条 学園に自己点検・自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）自己点検・自己評価の実施にかかわる企画、立案、全体的調整を行い、第6条に規定する各専門部会相互の調整を図るものとする。

（2）各専門部会から報告された自己点検・自己評価の結果（改善提案を含む。）について、4年以内に報告書を作成し、教授会及び理事会に提出する。

（委員会の構成）

第4条 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、理事長が委員長となる。

（1）理事長

（2）学長

（3）商学部長

（4）図書館長

（5）地域産業研究所長

（6）法人事務局長

（7）大学事務局長

（8）教授会から選任された者1名

（9）大学事務職員から選任された者1名

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決が必要な場合は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、その在任期間とし、再任を妨げない。任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門部会の設置と任務）

第 6 条 委員会には、各部門の自己点検・自己評価にかかわる企画、立案及び実施、改善提案のため、次の各号に定める専門部会を設ける。

- (1) 法人専門部会
- (2) 教育研究専門部会
- (3) 大学事務専門部会
- (4) 図書館専門部会
- (5) 地域産業研究所専門部会

(専門部会の厚生と専門委員の任期)

第 7 条 専門部会には、各専門部会の選任に基づいて理事長の委嘱する 3 名から 4 名の専門委員を置く。

2 教育研究専門部会の委員は、商学部長が学長と協議して教育職員 1 名を指名し、また教授会で 3 名を選任するものとする。

3 委員の任期は、第 8 条に定める専門部会長たる委員を除き 4 年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会の運営)

第 8 条 専門部会には部会長を置き、理事長がこれを委嘱する。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長として運営にあたりるとともに、自己点検・自己評価の結果(改善提案を含む)を委員会に報告するものとする。ただし、教育研究専門部会については、教授会に報告し承認を得たうえで委員会に報告するものとする。

3 専門部会の定足数並びに議決については第 4 条第 2 項の規定を準用する。

(分科会の設置と任期)

第 9 条 専門部会には、必要に応じ分科会を設けることができる。

2 分科会は、専門部会で委任された当該部門の自己点検・自己評価の実施にかかわる企画・立案を行い、その結果及び改善案を専門部会に提案するものとする。

3 分科会は、前項の提案をもってその任務を終了する。

(自己点検・自己評価の公表)

第 10 条 委員会の実施した自己点検・自己評価の結果(改善提案を含む。)は教職員に公表し、閲覧に供するものとする。また、当該結果は委員会の承認を得て学外の第三者機関による検証を受け、学外にも公表できる。

(自己点検・自己評価結果の活用)

第 11 条 学園の諸機関並びにすべての役員及び教職員は自己点検・自己評価の結果を真摯に受け止め、教育、研究、管理運営等の全般においてその向上と活性化、合理化に努めるものとする。

2 学園は自己点検・自己評価の結果に基づき、その改善のために必要な人的、物的及び資金的な諸条件の整備に努めるものとする。

(事務局)

第 12 条 自己点検・自己評価に関する事務は法人事務局と大学事務局が共同でおこなうものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学園理事会において行う。

付 則

この規程は、平成 7 年 7 月 15 日から施行する。

付 則（平成 12 年 2 月 22 日）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

別表

横浜商科大学 自己点検・自己評価項目

I 教育活動

- (1) 建学の精神あるいは教育理念、教育目標
- (2) カリキュラム
 - (イ) 教育目標とカリキュラムの編成方針
 - (ロ) 編成方法（課程と仕組み）
- (3) 履修・オリエンテーション
 - (イ) 履修
 - (ロ) 履修指導
 - (ハ) 授業内容・計画の公開
 - (二) 指導体制
- (4) 授業
 - (イ) 授業の形態
 - (ロ) 授業内容の調整
 - (ハ) 授業方法
 - (二) 教員の配置
 - (ホ) 授業の評価
- (5) 成績評価（単位認定）の方法と基準
- (6) 入学者選抜
 - (イ) 選抜の方法
 - (ロ) 選抜の方式
 - (ハ) 選抜の基準
 - (二) 選抜の公平性
 - (ホ) 選抜の体制
- (7) 転科、編入学、科目等履修生、聴講生等
- (8) 教育の体制、条件
 - (イ) 教育研究に関する意思決定
 - (ロ) 教育人事
 - (ハ) 事務組織
 - (二) 学術情報
 - (ホ) 施設、設備
- (9) その他教育活動に必要な事項

II 研究活動

- (1) 大学としての研究目標、研究課題
- (2) 研究内容の開示
- (3) 研究方法
 - (イ) 大学としての研究目標、研究課題に即した研究方法
 - (ロ) 研究助成制度
- (4) 研究成果の評価

- (5) 研究者の育成、確保
- (6) 研究のための体制、条件
 - (イ) 研究に対する意思決定
 - (ロ) 事務組織
 - (ハ) 学術情報
- (二) 研究に関する施設設備の整備
- (7) その他研究活動に必要な事項

III 学生援助活動

- (1) 学生援助の目的
- (2) 学習援助
 - (イ) 学習に関する情報の提供
 - (ロ) 正課に関連する学生援助
 - (ハ) 課外活動に関連する学生運動
- (3) 経済援助
- (4) 学生の課外活動
 - (イ) 自治会活動
 - (ロ) クラブ・サークル活動等
- (5) 学生援助の効果、評価
- (6) 卒業後の進路選択に関する援助
- (7) 学生援助に関する体制、条件
 - (イ) 学生援助に関する意思決定
 - (ロ) 事務組織
 - (ハ) 正課、課外活動に対する褒賞、奨励策
 - (二) 健康管理
 - (ホ) 事故、事件対応
 - (ヘ) 施設設備
- (8) 学生相談室
- (9) その他学生援助活動に必要な事項

IV 学校法人・大学の管理運営

- (1) 学校法人における経営管理
 - (イ) 法人の経営管理、管理運営のための機関役員
 - (ロ) 建学の精神、良き伝統の継承及び大学の自治の確保
 - (ハ) 事業計画
 - (二) 経営管理、管理運営に関する政策の立案及び意思決定の適正化
 - (ホ) 業務執行の適正化
 - (ヘ) 学校法人の諸活動の合目的性及び効率性の維持向上、社会への還元
- (2) 大学における管理運営
 - (イ) 大学の意思決定機関、職位
 - (ロ) 建学の精神、良き伝統の継承及び大学の自治の確保
 - (ハ) 教育研究計画

- (二) 教育研究政策の立案及び意思決定の適性化
- (ホ) 業務執行の適正化、効率化
- (へ) 大学の諸活動の合目的性及び社会への還元
- (3) 学校法人の人事管理
 - (イ) 人事政策と建学の精神
 - (ロ) 人事政策の公平性と公開性
 - (ハ) 計画的な人事政策
 - (ニ) 人事管理の適正化と高度化
 - (ホ) 教員人事
 - (へ) 職員人事
- (4) 学校法人における財政
 - (イ) 財政計画
 - (ロ) 予算編成
 - (ハ) 予算執行の効率化と適正化
 - (ニ) 予算、決算の分析、評価
 - (ホ) 収入源拡大への取り組み
- (5) 大学における施設、設備
 - (イ) 校地、校舎
 - (ロ) 体育施設
 - (ハ) 教員の研究用の施設設備
 - (ニ) 自治活動、課外活動の施設設備
 - (ホ) 学習施設設備
 - (へ) アメニティの確保
 - (ト) 施設設備の学外への開放
 - (チ) 施設設備並びに備品の適正な管理
 - (リ) 教育、研究の推進あるいは将来計画にかかわる施設設備の整備計画の確保
- (6) その他理事会を含む学園の管理運営に必要な事項

V 図書館及び学術情報

- (1) 図書館の教育支援機能
- (2) 図書館の研究支援機能
- (3) 図書館の施設設備の整備
- (4) 学生数、教員数に対しての図書館職員の割合
- (5) 学術情報の研究面での利用
- (6) 学術情報の教育面での利用
- (7) 学術情報の守秘管理の状況
- (8) その他図書館及び学術情報に必要な事項

VI 地域産業研究所

- (1) 委託調査・研究状況
- (2) 外部研究機関との共同研究
- (3) 各種研究会の開催

- (4) 資料の収集・交換
- (5) 講演会等の開催
- (6) その他地域産業研究所に必要な事項

VII 国際交流への対応

VIII 卒業生及び一般社会人への生涯学習態勢への対応

IX その他

第1編 基本（横浜商科大学経営安定化推進委員会規程）

○横浜商科大学経営安定化推進委員会規程

（平成15年12月1日制定）

改正 平成19年1月22日

（目的と設置）

第1条 この規程は、学校法人横浜商科大学及び横浜商科大学全体の今後における経営等維持のため、理事長の諮問機関として、大学経営安定化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学の経営にかかわるすべての事項
- (2) 理事長から諮問された事項

（委員及び組織）

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 法人役員
- (2) 教育職員
- (3) 事務職員

2 委員長及び委員は、理事長が委嘱する。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、理事長の決する機関とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第5条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（報告）

第7条 委員会において審議された事項を、委員長は速やかに理事長に報告するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事長が行う。

付 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

付 則（平成19年1月22日）

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

第1編 基本（学校法人横浜商科大学経営企画室規程）

○学校法人横浜商科大学経営企画室規程

（平成20年3月29日制定）

（目的及び名称）

第1条 学校法人横浜商科大学（以下「本学園」という。）は、横浜商科大学（以下「本学」という。）の維持・発展並びに学園理事会の活性化を図るため、学園理事会内に経営企画室（以下「本企画室」という。）を設けることができる。

（審議事項）

第2条 本企画室は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、学園理事会に提案又は答申する。

- (1) 本学の教学並びに経営にかかわるすべての事項
- (2) 学園理事会又は理事長から諮問された事項

（組織）

第3条 本企画室は、次の次号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 常務理事
- (2) 理事長が指名する理事3名以内
- (3) 商学部長
- (4) 法人事務局長
- (5) 大学事務局長

2 前項第2号に規定する理事は、学園理事会の議を経て理事長が任命する。

3 本企画室長及び副室長は、学園理事会の議を経て理事長が任命する。

4 本企画室に顧問及び相談役を置くことができる。

5 本企画室に事務職員を置くことができる。

（任期）

第4条 前条第1項各号に掲げる者の任期は、学園理事会が決する期間とする。ただし、再任（重任）を妨げない。

（職務）

第5条 室長は、室務を総理する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第6条 室長は会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、第3条第1項に掲げる者の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 理事長並びに学長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

4 第3条第4項に規定する顧問及び相談役は、会議に出席し、意見を述べることができる。

5 室長が必要と認める場合には、本学教職員を会議に出席させ、意見を述べるができる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、学園理事会の議を経て、理事長が行うものとする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。